

厚生労働省から発出された「被災地以外の都道府県から、被災各県への医療用麻薬の譲渡（医療用麻薬の県境移動）と県内の譲渡について」の通知

事務連絡

平成23年3月15日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

平成23年東北地方太平洋沖地震における
医療用麻薬の県境移動の取扱いについて
(卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼)

今般の地震及び関連する津波等による被災地の医療用麻薬の供給確保の観点から、他県からの県境移動の取扱いにつきましては、下記のとおりとなりますので、被災地における医薬品を必要とする者への供給に支障なきよう、貴管下の関係者に周知願います。

記

今般の地震及び関連する津波等による被災各県への医療用麻薬の県境移動の取扱いについては、被災各県において医療用麻薬の需給が逼迫している状況に鑑み、被災各県に早期に必要な医療用麻薬を補給するため、被災各県以外の都道府県の麻薬卸売業者、麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者が、所有する医療用麻薬を被災各県の麻薬卸売業者、麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者に譲渡する場合に必要な麻薬及び向精神薬取締法第24条第11項の規定に基づく厚生労働大臣の許可の取得に関しては、以下の取扱いにより行うことで差し支えない。

- (1) ^{*}譲渡を行おうとする麻薬卸売業者、麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者は、管轄の地方厚生局麻薬取締部に対し、譲渡する医療用麻薬の名称、数量及び譲渡先について電話連絡を行う。
- (2) 譲渡後、麻薬及び向精神薬取締法第24条第11項の規定に基づく医療用麻薬の譲渡許可申請書を管轄の地方厚生局麻薬取締部に提出し、許可書の交付を受ける。

解説

この事務連絡には、今回の地震及び関連する津波等による被災各県内に医療用麻薬を他府県から移動する場合の取り扱いについて示されています。

通常は麻薬卸売業者（麻薬を取り扱う医薬品の卸（問屋））から麻薬小売業者（以下麻薬取扱い薬局）や麻薬診療施設（病院、診療所など）への流通は同一県内に限られています。しかし、被災各県では医療用麻薬が不足しており速やかに補給する必要があるため、被災各県の外部及び被災地域の県内の病院、診療所間において医療用麻薬の譲り受けができるようになりました。

示されている手続きに従えば、被災地外の医師（麻薬施用者）が診療協力の際に持参した医療用麻薬（内服、坐剤、貼付剤、注射剤を問わない）を現地の病院や診療所（麻薬施用者または麻薬管理者がいる施設）に譲り渡して置くことができます。また、医療用麻薬に余裕がある医療機関から、医療用麻薬が不足している近隣の医療機関に対して医療用麻薬を譲り渡すこともできます。

手続きとしては、医療用麻薬を管理している医師または薬剤師が所属する病院、診療所あるいは麻薬取扱い薬局の開設者（院長、病院長など）を管轄する地方厚生局（東京の医療機関から麻薬を持参した場合には関東甲信越厚生局）の麻薬取締部に、譲渡する医療用麻薬の名称、数量及び譲渡先を電話連絡することとされています。また、医療用麻薬を譲り渡したのち、麻薬及び向精神薬取締法第24条第11項の規定に基づく医療用麻薬の譲渡許可申請書を、譲り渡す側を管轄する地方厚生局麻薬取締部に提出し、許可書の交付を受ける必要があります。

なお、持参した医師（麻薬施用者）の医療行為は往診であるので、医療機関のある都道府県の外で麻薬の施用を行っても、とくに問題はありません。

（国立がん研究センターがん情報サービスより引用）

* 地方厚生局連絡先 (医療用麻薬適正使用ガイドンスより)

地方厚生局	管轄地域	連絡先
北海道厚生局	北海道	〒060-0808 札幌市北区北八条西2-1-1 Tel:011-726-3131 Fax:011-709-8063
東北厚生局	青森県、岩手県 宮城県、秋田県 山形県、福島県	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 Tel:022-221-3701 Fax:022-221-3713
関東信越厚生局	茨城県、栃木県 群馬県、埼玉県 千葉県、東京都 神奈川県、山梨県 長野県、新潟県	〒102-8309 東京都千代田区九段南1-2-1 Tel:03-3512-8691 Fax:03-3512-8689
東海北陸厚生局	静岡県、愛知県 三重県、岐阜県 富山県、石川県	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 Tel:052-951-0688 Fax:052-951-6876
近畿厚生局	福井県、滋賀県 京都府、大阪府 兵庫県、奈良県 和歌山県	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 Tel:06-6949-6336 Fax:06-6949-6339
中国四国厚生局	鳥取県、島根県 岡山県、広島県 山口県	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 Tel:082-227-9011 Fax:082-227-9174
四国厚生支局	徳島県、香川県 愛媛県、高知県	〒760-0019 高松市サンポート3-33 Tel:087-811-8910 Fax:087-825-8810
九州厚生局	福岡県、佐賀県 長崎県、熊本県 大分県、宮崎県 鹿児島県、沖縄県	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 Tel:092-472-2331 Fax:092-451-4539

この事務連絡は各都道府県衛生主管部（局）に出されたものですが、そのことについて

社団法人日本医師会

社団法人日本歯科医師会

社団法人日本薬剤師会

社団法人日本医薬品卸業連合会

にも伝達されています。